

平成 20 年 2 月 25 日

企業会計基準適用指針公開草案第 28 号

「連結財務諸表における子会社及び関連会社の範囲の決定に関する適用指針(案)」について

本公開草案について、連結財務諸表作成担当ではありませんが、企業株式・税務の実務担当者としての立場より以下の通り、意見を申し述べさせていただきます。

範囲(第2項)

「本適用指針は、連結財務諸表を作成することとなる場合に適用する。」とありますので、会社法その他の法令の各適用にあたってはそれぞれの立法目的・主旨・解釈が異なる場合もありうることを明確に記載していただきたく。

< 趣意 >

本指針が連結財務諸表作成における適用指針であることによって、会社法その他の法令適用の解釈が本指針にて規定されることが実務上の多くの議論を生むことを懸念するため、本指針の適用は会社法その他の法令の適用における実務上の解釈とは必ずしも一致しないということ、を、明確にしておいていただく必要があると思料いたします。なお、実質関連会社との判定であれば、子会社判定の場合と異なり、問題ありません。

< 他の法制度との整合性に係わる具体的懸念 >

連結財務諸表作成のための本適用指針が会社法その他の法令適用において一律に適用された場合の懸念について、次に参考列記いたしますのでご参照賜りたく。

会計基準が会社法その他の法令の適用に直接的に影響する場合の懸念

(1) 議決権に係わる課題

会社法その他法制では(例えば敵対的 TOB においては)、議決権が企業実行支配のメルクマールであって、OB を含む取締役派遣、融資などの状況が企業の実質支配に与える影響は、議決権を過半数獲得することによって事後的に修正可能な事象です。

従って、過半の議決権獲得によって事後的に修正可能な取締役・融資をもって、事前に当該企業の支配を行っているとの認定は、企業単位ではその蓋然性はあっても(外観論)、会社法その他法令の目的・解釈に従って個別議案・個別事象単位にて判定すべき事案と考えられます。具体的には以下の項目が事例として挙げられます：

- ・ 議決権行使における停止範囲拡大(間接保有による相互保有株式の範囲拡大が有効な議決権であるかどうか、敵対的 TOB の論争において不測の争議となる恐れあり)
- ・ 議決権争奪における支配会社拡大(議決権比率以外の支配概念が論争課題となり、もともと OB を派遣している企業は 50%以下または、40%未満であっても子会社判定を行ない得ることとなり、議決権争奪(Proxy Fight)における公平性を欠く恐れあり)

(2)改正貸金業法に係わる課題

実質子会社の拡大が適用された場合、実際に融資先の範囲が拡大される懸念があり、金融業との業態の整合性、及び本来の貸付先保護を含む制限的な融資規制とは逆に、子会社となる貸付先を利用するケースへの追加的貸金業法対応も必要となる恐れもあるのではないのでしょうか。

(3)移転価格税制に係わる課題

日本法で実質子会社と認定されれば、外国税務当局からみれば関連当事者間取引との誤解を生みかねない恐れがあります。外国における子会社・関連会社に対する措置は別とするのであれば、国内だけに適用された連結財務諸表上の開示概念であるとの説明ができるように、明確にしておいていただく必要があるものと思われます。

(4)J-SOX 法に係わる課題

内部統制による監査適用基準も含め、出資比率 40%未満で連結子会社と判定された企業に対する具体的対応は内外での非対称性も含め、実態的な重要性基準を適用する必要があると考えられます。実質子会社と判定された企業にとって、内部統制基準の細かな導入の要否は、重要な独立した経営判断であると考えられます。

追記) 財務諸表に係わる子会社範囲の拡大が、そのまま実質支配しているとの概念の拡大をもたらすことによる、海外との非対称性の問題

- ・ 連結財務諸表開示基準としての企業集団であるなら問題は波及いたしません、海外における VIE・持分連結・比例連結との非対称性により、実効支配の有無に係わる判定が個別事象でなく、各企業単位で画一的に実施された場合、逆に個別事業・取引・契約の利益相反論点も含めて、事業経営判断を阻害する恐れがでて参ります。
- ・ 企業経営における外国企業との競争において、事業判断に係わる各企業の経営独立性を否定することにもなりかねないため、日本企業集団としての競争力を弱体化させる懸念もあるかと懸念しております。
- ・ コーポレート・ガバナンスの観点からは、欧米企業形態と中国企業形態との相当な差異のあるなかで、外観論に拠って実質支配するものとして企業集団内の独立性を否定した場合には、資本と経営の分離(=議決権にて判断)が不明確になり、日本企業の競争力の源泉としての多様な態様がビジネスとして対外的には通用しなくなる恐れがあります。例えば、中国企業の董事は出資者代表であり共産党指導者で占められることが多くありますが、資本と経営の分離の形として取締役会は共同経営による取締役出身者が過半にならないように構成されます。仮に、本指針の子会社範囲を適用したとすれば、董事会にて全て中国政府となるのか、取締役会にて共同経営(非子会社)となるのか、将来的には海外企業との突合において、日本企業側の不利が予想されます。

以上